

## 令和3年度寒河江市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、道路に面したブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、ブロック塀等の所有者又はブロック塀等が設置されている敷地の所有者が、危険なブロック塀等の除却又は改修する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造り、石造り、れんが造りその他組積造りによる塀及び門柱をいう。
- (2) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び一般の用に供する不特定多数のものが通行する道（水路を含む。）をいう。
- (3) 除却 ブロック塀等（基礎を含む。）を解体し、撤去することをいう。
- (4) 改修 一部を解体し、建築基準法に規定する要件を満たす工事を行うことをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものを除却又は改修しようとするブロック塀等の所有者又はブロック塀等が設置されている土地の所有者で、市税等に滞納がないものとする。

- (1) ブロック塀等が道路沿いに設置され、道路面からの高さが1メートル以上のもの

(2) 別表 1 又は別表 2 において、一つでも不適合があるもの

2 前項において、除却を行う補助対象者は、除却後にブロック塀等の新設を行う場合、次の要件を満たすものでなければならない。

(1) 組積造のブロック塀の高さ及び控え壁等の仕様及び寸法については、建築基準法施行令（昭和 25 年外政令第 338 号。以下「令」という。）第 61 条に規定する要件を満たすこと。

(2) コンクリートブロック造のブロック塀の高さ及び控え壁等の仕様及び寸法については、令第 62 条の 6 及び令第 62 条の 8 に規定する要件を満たすこと。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、除却又は改修に要する工事費の 2 分の 1 又は当該ブロック塀等の見付け面積（塀の高さに延長を乗じて得られる面積をいう。以下同じ。）に 1 平方メートル当たり 4,000 円を乗じて得た額のいずれか少ない額以内の額とし、1 件につき 8 万円を限度とする。ただし、フェンスその他これらに類するものを混用しているブロック塀等（以下「混用塀」という。）にあつては、フェンス等の部分は見付け面積の 2 分の 1 を、門柱にあつては、頂部を除く表面積の 2 分の 1 をそれぞれ見付け面積とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請書）

第 5 条 規則第 5 条の規定にかかわらず、補助金交付申請書の様式は、令和 3 年度寒河江市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書（様式第 1 号）によるものとする。

2 補助金交付申請書は、当該申請に係る工事に着手する前に提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 除却又は改修するブロック塀等の位置図、平面図（改修にあつては、改修後の

予定平面図も添付)、立面図(求積図)、別表1又は別表2にチェックをしたもの及び工事前の写真(全面及び危険個所がわかるもの)

- (2) 除却又は改修に要する工事費の見積書の写し
- (3) 納税証明書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(事業の内容変更等の承認)

第6条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業の軽微な変更は、補助対象事業費に要する経費の20パーセントを超えない額の増減がある場合とする。

2 規則第7条第1項第1号ア及びイの規定により補助事業の変更について承認を受けようとする者は、寒河江市危険ブロック塀等除却事業内容変更申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号ウの規定により補助事業の中止について承認を受けようとする者は、寒河江市危険ブロック塀等除却事業中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業実績報告書)

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、実績報告書の様式は、寒河江市危険ブロック塀等除却事業完了報告書(様式第4号)によるものとする。

2 実績報告書の提出期限は、除却若しくは改修が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の2月10日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 除却又は改修の施工箇所の写真(着工前、工事中及び工事完了後のもの)
- (3) 除却又は改修後の平面図、立面図(求積図)
- (4) 除却又は改修に要した工事費の領収書
- (5) 預金通帳の写し(口座情報が記載されている部分)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(帳簿等の保管)

第8条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表1

## 補強コンクリートブロック塀の点検表

(鉄筋が入っていない場合は、組積造の塀の点検表を使用してください。)

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	2.2m以下	はい	いいえ
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm未満	いいえ	はい
		高さ2m以下で10cm未満	いいえ	はい
3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内に入っている	はい	いいえ
4	控壁 (高さが1.2mを超える塀の場合)	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある	はい	いいえ
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
7	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
8	その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
	評価	8項目のうち、1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です		
	位置	道路等に面している	いいえ	はい

※点検内容のうち、不明の場合は不適合とすること

## 別表2

## 組積造の塀の点検表

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	1.2mを超えている	いいえ	はい
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上ある	はい	いいえ
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突き出している、又は壁の厚さが必要寸法の 1.5 倍 以上ある	はい	いいえ
4	基礎	根入れ深さが 20cm以上ある	はい	いいえ
5	傾き、ひび 割れ	全体的に傾いている、又は 1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
7	その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上 にある	いいえ	はい
	評価	7項目のうち、1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です		
	位置	道路等に面している	いいえ	はい

※点検内容のうち、不明の場合は不適合とすること